

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 8 月 27 日

東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したイベントの開催時におけるカフェ、ベンチ等の設置等により、都心型 M I C E 及び都市観光の推進等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①～⑦の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号の施設等、⑧の区域においては同条第 1 号及び第 5 号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

① ～ ⑦ (略)

⑧ 株式会社幕張メッセ

- ・千葉市道中瀬幕張町線（J R 海浜幕張駅駅前広場（北口、南口）、国際大通り）、千葉市道打瀬豊砂線（メッセ大通り）、千葉市道中瀬線、千葉市道中瀬 7 号線及び千葉市道中瀬 8 号線（別添 8）

※既に認定を受けている、⑧株式会社幕張メッセの千葉市道打瀬豊砂線（メッセ大通り）の適用区域拡大であるため、区域計画本文の変更なし。別添 8 のみ変更。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(6) 事項：革新的な医薬品の開発迅速化

内容：以下に掲げる医療機関が、革新的な医薬品の開発について、有望な創薬シーズを治験に円滑に橋渡しし、開発から承認・市販までのプロセスを迅速化する

ることにより、日本発の革新的な医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する。

- ① 慶應義塾大学病院（東京都新宿区）【平成30年3月から実施】
- ② 国立研究開発法人国立がん研究センター（東京都中央区）【直ちに実施】
- ③ 東京大学医学部附属病院（東京都文京区）【直ちに実施】

国家戦略道路占用事業の適用区域

千葉市道中瀬幕張町線(JR海浜幕張駅駅前広場(北口、南口)、国際大通り)、
千葉市道打瀬豊砂線(メッセ大通り)、千葉市道中瀬線、千葉市道中瀬7号線及び千葉市道中瀬8号線

